

原子力災害発生時の防災体制

平成12年6月に「原子力災害対策特別措置法」が施行され、事故時の初期対応の迅速化、国と地元自治体の連携確保等、防災対策の強化・充実が図られています。

具体的には

- ・原子力事業者への異常事態の通報の義務付け
- ・原子力緊急事態における内閣総理大臣を長とする国「原子力災害対策本部」と、現地における「原子力災害現地対策本部」の設置
- ・国、自治体及び原子力事業者による住民も参加した防災訓練の実施
- ・現地に常駐する国の原子力防災専門官の配置 等

万が一災害が発生したら、国、自治体、原子力事業者及び関係機関は一体となってその対策にあたります。

